

保護者の皆様へ

町田市立薬師中学校
校長 矢島志津香

学校における携帯電話の取扱い等について

本校における携帯電話の取扱いについては、情報モラル教育の取組や「ネット上のいじめ」等に関する取組を徹底し、家庭や地域の協力をいただきながら下記の通りといたします。ご理解とご協力をお願いいたします。

1 学校における携帯電話の取扱いについて

- (1) 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物、また高価な物であることから、携帯電話の持込みについては、原則禁止とします。
- (2) 保護者の申請により持ち込みを許可する場合
 - ①遠距離通学のため、登下校時の生徒の安全確保
 - ②公共交通機関を利用した通学をしている場合
 - ③その他、やむを得ない事情と校長が判断した場合

2 申請から許可までの流れ

保護者より「申請書」の提出 ⇒ 学年、生活指導部決定 ⇒ 管理職決定

持込が許可された場合の約束

- ① 登校後すぐに学校（担任）へ電源をOFFにして預け、下校時に職員室に受け取りにきてください。すぐにバッグにしまうようにしてください。
- ② 学校における管理場所は職員室です。紛失等のトラブルが発生しないようにしますが、生徒自身の取り扱いにおける紛失や故障等につきましては、保護者の責任で対応していただきます。
- ③ 校地内での使用は禁止とします。登下校時においても、目的以外の使用はしないように注意してください。
- ④ マナー違反の増加等のトラブルが生じないよう、家庭や地域と連携させていただきます。
- ⑤ 生徒が自らを律することができるようなルール（SNS学校ルール、SNS家庭ルールなど）を、学校のほか、生徒や保護者が主体的に考え、守るようにしてください。
- ⑥ フィルタリングが保護者の責任のもと適切に設定されているようお願いいたします。
- ⑦ 携帯電話の危険性や正しい使い方について御家庭でも適切に行われますようお願いいたします。